

函館地方裁判所委員会（第19回）及び函館家庭裁判所委員会（第19回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成23年1月21日（金）午後3時00分～午後5時05分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

（地裁委員）岡嶋一夫，高橋貞春，永澤和枝，橋田恭一，平野美智子，嶋田敬昌，高瀬保守

（家裁委員）岡村弘之，北村千尋，藤井壽夫，森越清彦，大畠崇史

（兼務委員）野原一郎，信濃孝一

（地裁事務局）事務局長堀江賢，事務局次長二本柳聡，民事首席書記官木村秀行，民事訟廷管理官金澤敏博，刑事首席書記官小路法雄，総務課長村上奉文，総務課課長補佐山室全由

（家裁事務局）事務局長加藤豊，事務局次長小田修，首席家庭裁判所調査官細田隆，首席書記官山下史，総務課長紺野陽一，総務課庶務係長福田裕子

4 議題

（1）広報行事の結果報告について

（2）労働審判制度について

（3）アンケート調査依頼の対応について

5 机上配付資料

（1）進行次第

（2）着席図

（3）資料1号 リーフレット「ご存じですか？労働審判制度」

（4）資料2号 リーフレット「雇用関係のトラブルを解決したい方のために - 裁判所の
手続 - 」

資料1，2号は事前に配付済み。

（5）資料3号 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」ご協力をお願い

（6）資料4号 第二期裁判所委員会についてのアンケート調査報告書

（7）資料5号 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」（回答案）＜函館地方裁判所委員会分＞

（8）資料6号 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」（回答案）＜函館家庭裁判所委員会分＞

資料5，6号は議事進行中に配付。

（9）資料7号 これまでに地家裁委員会で取り上げた議題について

6 議事トピックス

- (1) 紺野家裁総務課長から、昨年、当庁で開催した裁判所キッズday(7月27日)、函館カルチャーナイト(10月8日)、市民講座「債務整理と不動産競売」(11月5日)について、広報行事の実施報告があった。
- (2) 民事部裁判官の高瀬委員から、労働審判制度について、「制度の概要」、「事件動向」の説明後、実際に労働審判で使用する法廷を見学した。
- (3) 紺野家裁総務課長から、地裁・家裁委員会に提言する市民の会(東京)、司法改革大阪各界懇談会(大阪)より依頼のあったアンケート調査について説明後、今後の対応を決定した。

7 議事

(1) 開会宣言(総務課長)

(2) 広報行事の結果報告について、労働審判制度について
(事務局、裁判官委員から説明の後、8号法廷の見学を行った。)

(委員長)

広報行事の結果報告、労働審判制度について、何か質問や意見はないか。

(委員)

裁判員制度の広報は継続しているのか。

(事務局)

裁判員制度は既に始まっているので、周知されていると考えている。現在は、円滑な運用に向けて力を注いでいる。

(委員)

函館の裁判員候補者の名簿は何人くらいなのか。

(事務局)

平成23年の裁判員候補者として、昨年11月に、2000人に通知を出している。

(委員)

裁判員制度が始まる前よりも、今の方が近所の人や会社の同僚等に裁判員候補者の通知が届いている人が増え、関心や不安がより身近なものになってきており、制度開始前に比べて関心が高まっていると思われるので、裁判所でも、広報等についてももう一度考える時期に来ているのではないか。

(委員長)

学校への広報はどうなっているのか。裁判所見学を受け入れ、説明していると思うが、学校へ出向いて裁判員裁判の説明をすることはあるのか。

(事務局)

裁判員裁判の希望がある場合は、対応している。

(委員)

広報行事については、昨年の夏休み子ども企画のように、テレビや新聞などマスコミが取り上げると関心が高まる。広報においては、マスコミを動員すると効果があがるのではないか。

また、労働審判制度については、私自身、今日初めて知った制度であり、市民の認知度は低いものと思われる。官の行うことに対する意識が低いという函館特有の土地柄もあるのかもしれないが、どうやったら、広く市民に周知できるか考えなければいけないのではないかとと思われる。

(委員長)

マスコミによる周知は効果的であり、マスコミで広報行事などが取り上げられると、申込み数が増えるなど顕著である。労働審判の広報も工夫が必要ではないか。

(委員)

労働審判制度は、良い制度だと思っている。ただ、良い制度の割には知られていないので、広報に力を入れるべきではないか。

(委員長)

どういう形の広報がよいか。

(委員)

一定の団体への周知も必要であるが、困っている人が来そうな公共職業安定所などにポスターを貼ると効果があるのではないか。

(委員長)

ポスターはないのか。

(事務局)

裁判所で用意しているのはリーフレットのみであるが、労働基準監督署、公共職業安定所などに送付しているので、これらの施設においては一定部数備え付けてある。

(委員)

労働者団体や経営者団体との懇談や協議の機会などを通して制度や仕組みについて広報を行う機会はあるのか。

(委員)

労働審判員は、最高裁において、労働者団体や使用者団体に推薦依頼を行っており、それぞれの団体から推薦を得た者の中から任命する手続になっていることから、当庁として推薦母体となった団体とは直接に接する機会はないが、実際に労働審判員に任命された方々とは、実際の労働審判事件とは別に年1回程度、研究会で制度について打ち合わせる機会があり、このようなことを通じて、労働者団体や経営者団体には労働審判の制度や趣旨などが伝わっているのではないかとと思われる。

(委員)

労働審判の申立てをするのは主に労働者側だと思うが、労働者は必ずしも団体に所属しているわけではないにしても、実際には労働者団体が世話をしている場合も多いと考えられるので、労働団体に制度説明を行うことを検討してもよいのではないか。また、経営者側についても、経営者団体に属していない経営者が労働審判の相手方になりうるが、経営者団体に相談することも考えられるので、経営者団体にも広報を行うべきではないかと考えている。

(委員)

労働審判の手続をどういう方法で知ったか、調べているか。

(委員)

裁判官の立場から見ると、労働組合に相談の上申し立てる人のほか、労働基準監督署等から勧められて来る人や、労働委員会による手続を経ても納得がいかに法的手続である労働審判を申し立てる人もいる。ただ、これまでの私自身の経験からすると、函館は、労働関係の訴訟手続や仮処分申立ての件数も少ないという印象である。労働審判制度を知らないからというだけでなく、裁判所で労働問題を解決する人が少ないのではないかと考えられる。

労働審判制度の広報については、御指摘いただいた点を踏まえてさらに検討して、諸機関、諸団体を対象にどのような広報ができるかを考えたい。

(委員長)

函館の労働審判は、全国と比較すると件数がかなり少ないとの指摘がされたが、これは制度を十分に周知されていないから少ないということなのか。

(委員)

必ずしもそれだけが原因ではないのではないか。賃金の未払いがあっても、労働審判で紛争を解決するまでの間、経済的にも余裕がなく新しい就職先を探すことを優先に考え、それで事件数が少ないということもあるのではないか。

(委員長)

実際の生活が第一で、元の雇用主相手に労働審判をやっている場合ではないということか。

(委員)

そう考える。

(委員長)

制度が周知されると、労働審判の件数は増えるか。また、未払賃金等の相談は多いのか。

(委員)

弁護士としての経験から言うと、未払賃金等の相談は多く、函館の低迷する景気からすると、もっと件数があってもよいのではと感じており、周知を図ることで件数は増えると思う。

(委員)

函館全体が不景気であることや名の知れた優良企業のように法的な効果を期待できるところと異なり、わざわざ裁判をやっても、雇用主にお金がなく金銭面で期待できないという面があるのではないか。

(委員長)

司法書士の認識はどうか。

(委員)

年1回、無料で労働トラブルに関する相談会を行っているが、去年は2件しかなく、また、司法書士会館での無料相談においても労働関係の相談は3件で、合計でも5件と少ない。今回の説明で、労働審判が使いやすい制度であること

がわかった。司法書士の中には、労働審判制度を知らない人も多いものと考えられるため、広く制度を周知させたい。

(委員長)

労働審判について、専門家以外の方はどう思っているのか。

(委員)

経営者側であるが、入社時に社員に労働審判制度について知らせるべきなのかなと考えた。

(委員)

労働審判というと、堅苦しく、法律に触れるような重大なことをやるというイメージであったが、賃金未払い等の問題の解決のためあまり時間をかけずに解決ができるといった利用しやすい制度であることが理解できた。

(委員)

冒頭での説明によると、労働審判事件は3回以内の審理で終了させるものと述べていたが、申立てをしてから審理が開始するまで、また3回目まで、どれくらい期間がかかるのか。

(委員)

規則上40日以内に1回目を入れなければならないとされており、次回はその2、3週間後に入れるというのが通常の流れであり、長くても3か月、短くて1か月強というところではないかと思われる。

(委員)

他の事件と比べて3か月というのは、裁判所としては短いのか。

(委員)

訴訟事件の審理は平均6、7か月かかり、争いのある労働事件の訴訟は1年半、2年位になるものもある。労働審判は、法律上、3回以内と後ろが限られているので、3か月というのは裁判所の手続としては短いということができるのではないか。

(3) アンケート調査依頼の対応について

(事務局から説明を行った。)

(委員からアンケート調査依頼に協力することで合意がとれた後、回答案を示し、委員の意見を聴取し、一部修正の上、回答することにした。)

(4) 次回期日の告知

(委員長)

次回の地家裁委員会は、平成23年7月15日(金)午後3時からとすることによろしいか。

(異議なし)

(5) 次回委員会のテーマについて

(委員長)

次回の地家裁合同委員会のテーマについて、御提案はないか。

(委員)

前回、「支部、出張所の役割について」のテーマで、委員に管轄を説明し、

支部，出張所等の役割について理解してもらい，新たな視点で意見を述べてほしいと提案しており，取り上げ方は難しいとは思いますが，事務局で検討してテーマとして取り上げてほしい。

（委員）

支部，出張所等の役割，状況等については，全国的な裁判所としての取扱いもあるので，一つの裁判所の地家裁委員会のテーマとしては，難しいのではないかと。

裁判員裁判について，一定の事件数の裁判員裁判が行われたので，「裁判員裁判の実施状況等について」というテーマを提案したい。

（事務局）

全国の裁判所の状況を函館の地家裁委員会で協議して解決することは難しいが，委員の意向があれば，函館地家裁管内の支部や出張所等について，統計などの説明できる資料を整理した上で地家裁委員会の話題として提供し，意見交換の場にすることも可能だと思われるが，制度上の制約などからこの委員会で述べられた意見が直ちに結果に結びつくものではないことは御承知おき願いたい。

（委員長）

今回のテーマについては提案されたものも含めて検討し，委員会の趣旨に合致し，議論ができるテーマを取り上げることとしたいが，よろしいか。

（異議なし）

これまでと同様，テーマは随時受け付けているので，総務課まで御連絡をいただきたい。

以上で，本日の予定はすべて終了した。熱心な御討議をいただき，委員の皆様への御協力に厚くお礼申し上げます。

（６）閉会宣言（総務課長）

以 上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館青年会議所指導力開発委員会委員長	伊藤政洋
函館市町会連合会副会長	岡嶋一夫
札幌テレビ放送函館放送局長	春日和彦（家裁委員兼務）
函館司法書士会所属司法書士	高橋貞春
函館市女性会議会長	永澤和枝
函館市教育委員会委員長	橋田恭一
函館地方法人会女性部会部会長	平野美智子
北海道新聞函館支社報道部長	吉田浩正（家裁委員兼務）

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	嶋田敬昌
-------------	------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	野原一郎（家裁委員兼務）
------------	--------------

〔4号委員〕

函館地方裁判所長	信濃孝一（家裁委員兼務）
----------	--------------

〔5号委員〕

函館地方裁判所裁判官	高瀬保守
------------	------

函館家庭裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

北斗市市民部市民課長	岡村弘之
札幌テレビ放送函館放送局長	春日和彦（地裁委員兼務）
函館調停協会相談役	北村千尋
函館市社会福祉協議会総務部長	坂野昌之
北海道教育大学准教授	高木康一
函館市中学校長会事務局員（函館市立の場中学校校長）	藤井壽夫
函館渡辺病院院長	三上昭廣
北海道新聞函館支社報道部長	吉田浩正（地裁委員兼務）

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	森越清彦
-------------	------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	野原一郎（地裁委員兼務）
------------	--------------

〔4号委員〕

函館家庭裁判所長	信濃孝一（地裁委員兼務）
----------	--------------

〔5号委員〕

函館家庭裁判所裁判官	大畠崇史
------------	------